普 通 預 金 規 定（無利息型普通預金を含む）

変更後	変更前
1. （預金契約の成立） 当金庫は、お客様から普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）に係る、.当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。	（新設）
2. （預金の払戻し） （1） （略） （2） （略） （3） （略） （4） （略） （5） 前（4）の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。	**1. （預金の払戻し）** （1） （略） （2） （略） （3） （略） （4） （略） （新設）
4. （規定の変更等） （1） この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 （2） 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 （3） 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。 この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。	**3. （規定の変更等）** 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。 この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

貯 蓄 預 金 規 定

変更後	変更前
1. （預金契約の成立） 当金庫は、お客様から当金庫所定の 貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。	（新設）
2. （預金の払戻し） この預金を払戻す場合は以下の事項により取り扱います。 （1） （略） （2） （略） （3） 前（2）の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。	**1. （預金の払戻し）** この預金を払戻す場合は以下の事項により取り扱います。 （1） （略） （2） （略） （新設）
5. （規定の変更等） （1） この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 （2） 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 （3） 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。 この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。	**4. （規定の変更等）** 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。 この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

納 税 準 備 預 金 規 定

変更後	変更前
1. （預金契約の成立） 当金庫は、お客様から当金庫所定の納税準備預金（以下「この預金」といいます。）の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。	（新設）
3. （預金の払戻し） この預金を払戻す場合は以下の事項により取り扱います。 （1）　（略） （2）　（略） （3）　（略） （4）　租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書納税通知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 ただし、お取引店で取扱うことのできない租税については振込により納付します。その場合当金庫所定の振込手数料が必要となります。 （5）　（略） （6）　前（5）の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。	2. （預金の払戻し） この預金を払戻す場合は以下の事項により取り扱います。 （1）　（略） （2）　（略） （3）　（略） （4）　租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書納税通知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 ただし、お取引店で取扱うことのできない租税については振込により納付します。その場合当金庫所定の手数料が必要となります。 （5）　（略） （新設）
4. （利　　息） （1）　（略） （2）　（略） （3）前2項・3項の利率は金融情勢に応じて変更します。 （4）この利息には第3項の場合を除き所得税はかかりません。	3. （利　　息） （1）　（略） （2）　（略） （3）前1項・2項の利率は金融情勢に応じて変更します。 （4）この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。
6. （規定の変更等） （1）　この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 （2）　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 （3）　前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。	5. （規定の変更等） 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。	この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

通 知 預 金 規 定

変更後	変更前
1. **（預金契約の成立）** 当金庫は、お客様から当金庫所定の通知預金（以下「この預金」といいます。）の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。	（新設）
6. **（預金の解約）** （1）　（略） （2）　（略） （3）　前（2）の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 （4）解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。	5. **（預金の解約）** （1）　（略） （2）　（略） （新設） （3）解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。
6. **（規定の変更等）** （1）　この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 （2）　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 （3）　前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。 この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。	5. **（規定の変更等）** 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。 この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。